

バリアフリー化に向けた政府の取組の全体像  
(ユニバーサルデザイン2020 関係府省等連絡会議)  
第5回街づくり分科会 資料2及び参考資料1)

資料3-2

# 「ユニバーサルデザイン2020」 最終取りまとめ案 参考資料集・工程表

(抜粋版)

22. 競技会場におけるバリアフリー化の推進  
 一新国立競技場一

23. 競技会場におけるバリアフリー化の推進  
 (その他) p.3

24. 競技会場周辺エリア等における道路の  
 バリアフリー化の推進

25. 競技会場周辺エリア等における都市公園の  
 バリアフリー化の推進

26. トイレのバリアフリー化調査について

27. 主要鉄道駅におけるバリアフリー化の推進  
 28. 都内主要ターミナル等における交通結節  
 機能の強化・バリアフリー化

29. 都市交通におけるバリアフリー化の推進

30. 成田、羽田(国際線)を中心とした空港の  
 バリアフリー化の推進

31. リフト付バス・UDタクシー車両の導入促進

32. 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正 p.5

33. 建築設計標準の改訂 p.6

34. 観光地のバリアフリー情報提供促進

35. ユニバーサルツーリズムの普及促進に向けた  
 取組

36. 貴重な観光資源である文化財の活用のための  
 バリアフリー化 p.8

37. 全国の主要鉄道駅周辺(特定道路を含む)の  
 バリアフリー化の推進

38. バリアフリー基本構想の策定促進

39. ピクトグラムのJIS化の取組について

40. 鉄道における車椅子利用環境の改善

41. 鉄道における車椅子利用環境の改善

42. 全国の主要な旅客船ターミナルのバリアフリー化の  
 促進

43. 船旅メジャールート、旅客船のバリアフリー化の促  
 進

44. 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進

45. パブリックタグの登録・設置推進

46. オープンデータ環境の整備

47. 歩行者移動支援サービスの実証

48. 車椅子利用者等のためのバリアフリールートや所  
 要時間を提供する乗換検索システムの実現

49. 走行位置案内を行うスマートフォンアプリの導入実  
 現

50. 都市サービスの高度化(IoTおもてなしクラウドを活  
 用したサービス連携)

51. トイレの利用マナー改善に向けた取組の推進

# 資料2 ユニバーサルデザイン2020 最終とりまとめ案 工程表 目次

- 1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化
  - ① 競技会場におけるバリアフリー化の推進—新国立競技場—  
 ① 競技会場におけるバリアフリー化の推進 p.4
  - ② 競技会場周辺エリア等におけるバリアフリー化の推進
    - i) 競技会場周辺エリア等における道路のバリアフリー化
    - ii) 競技会場の周辺エリア等における都市公園のバリアフリー化の推進
  - iii) 競技会場周辺エリア等の主要建築物におけるトイレのバリアフリー化、活用促進
  - ③ 主要鉄道駅・ターミナル等におけるバリアフリー化の推進
  - ④ 海外との主玄関口となる成田空港、羽田空港国際線ターミナルを中心とした空港のバリアフリー化の推進
  - ⑤ リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進
- 2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた 高い水準のユニバーサルデザインを推進
  - ① バリアフリー基準・ガイドラインの改正 p.7
    - i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正
    - ii) 建築物に係る設計標準の改正
  - ② 観光地のバリアフリー化 p.10
  - ③ 都市部等における複合施設(大規模駅や地下街等)を中心とした面的なバリアフリーの促進
    - i) 都市再開発プロジェクト等に伴うバリアフリーの推進
    - ii) 全国の主要鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

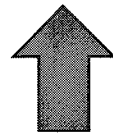
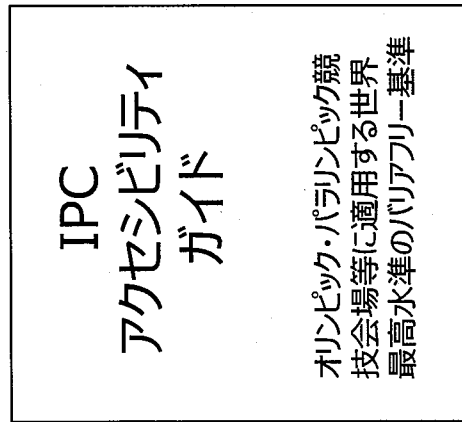
- iii) 市町村における面的なバリアフリー化を進めるためのバリアフリー基本構想の策定促進
- iv) ピクトグラムに関する標準化の推進・普及
- v) パーキングバースミット制度の導入促進方策の検討
- ④ 公共交通機関等のバリアフリー化
  - i) 鉄道にかかわるバリアフリー化
  - ii) 全国の主要な旅客船ターミナル及び船旅メジャールート等のバリアフリー化の促進
  - iii) 航空旅客ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
  - iv) リフト付バス・UDタクシー車両等の導入促進
- ⑤ ICTを活用したきめ細かい情報発信・行動支援
  - i) 歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組
  - ii) 個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組
  - iii) 交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組
- ⑥ トイレの利用環境の改善
  - i) ガイドライン等の改正
  - ii) トイレ利用のマナー改善に向けた取組の推進

## 取組み

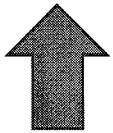
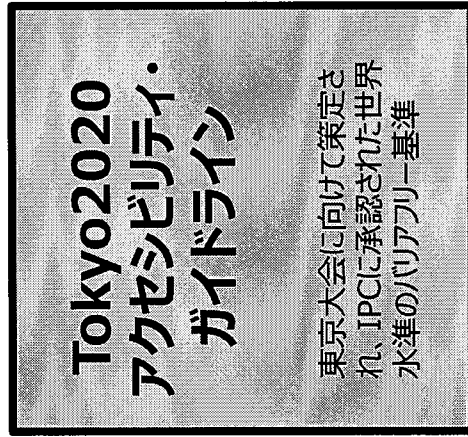
## 23. 競技会場におけるバリアフリー化の推進（その他）

○大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、国際パラリンピック委員会（IPC）で承認された世界水準のバリアフリー基準（Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン）に従ったバリアフリー化に向けて、施設の整備や施設管理者等への働きかけ等を行う。

### <イメージ>



反映



組織委員会等と連携し、施設管理者等へ働きかけ

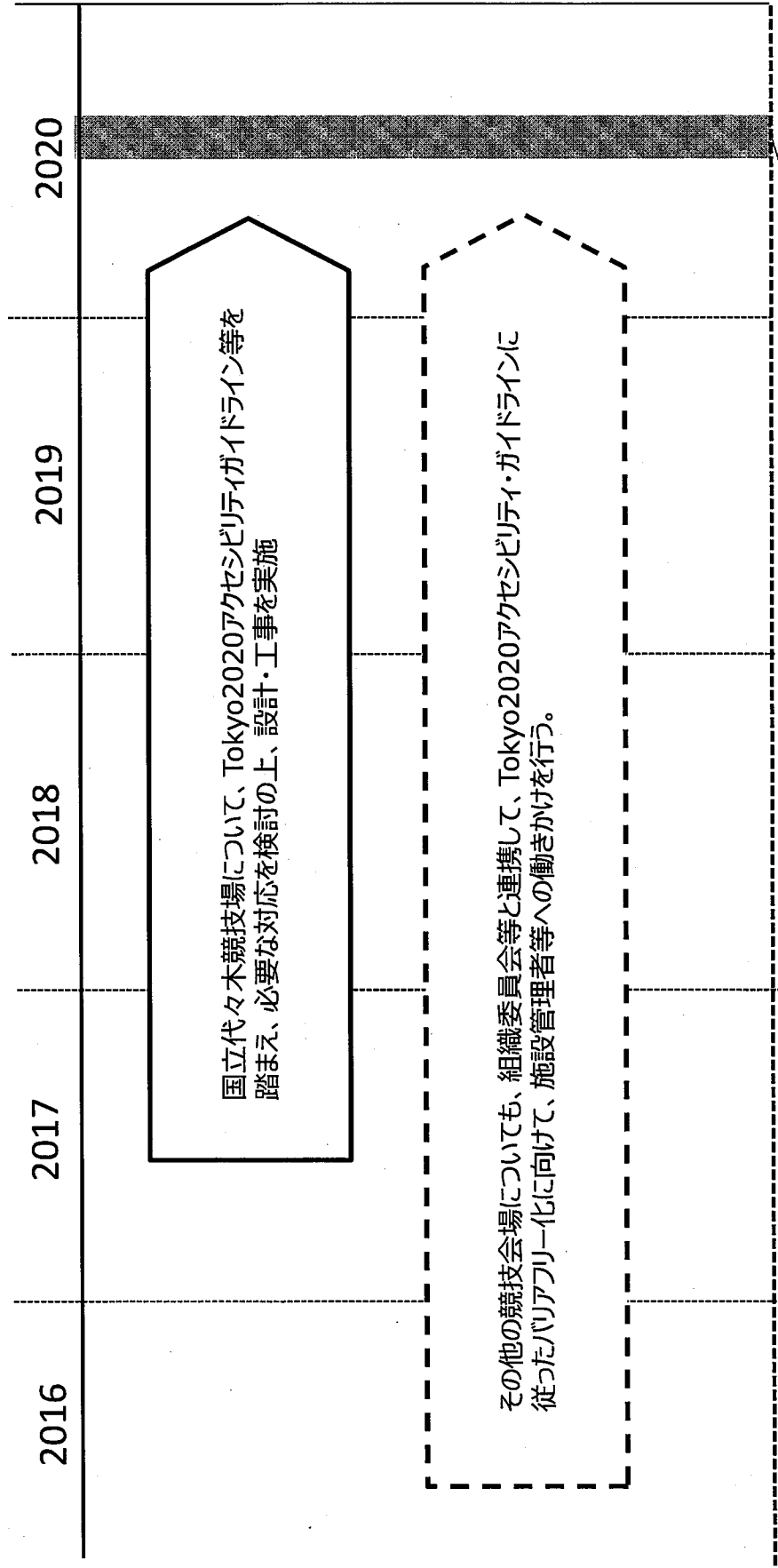
### <具体的な項目例>

- ・エレベーター（有効寸法、操作盤の位置等）
- ・トイレ（有効寸法、機能分散の在り方等）
- ・座席（アクセシブルな座席の数、座席の在り方等）
- ・通路における傾斜路、階段、路面等の在り方 等

# 1) 東京大会に向けた重点的なバリアフリー化

## ① 競技会場におけるバリアフリー化の推進

・国の所管するその他の競技会場についても、Tokyo2020アクセシビリティガイドラインに従ったバリアフリー化を進める。  
 ・大会で使用するその他の競技会場についても、組織委員会等と連携して、Tokyo2020アクセシビリティガイドラインに従ったバリアフリー化に向けて、施設管理者等への働きかけを行う。



東京大会

## 32. 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正

○公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、バリアフリー法に基づき移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインについて平成28年度末までに改正内容の方向性を整理し、平成29年度はその検討結果等を踏まえ、必要な追加的検討を行うとともに、具

体の改正作業を行う。

### 移動等円滑化基準

公共交通施設及び車両について、旅客施設を新たに建設し、若しくは大規模な改良を行う時、車両に関しては、新たに事業の用に供する時に適合義務のある基準。

<対象施設・車両>

- ・鉄道道駅
- ・バスターミナル
- ・旅客船ターミナル
- ・航空旅客ターミナル

- ・鉄道車両
- ・バス車両
- ・船舶
- ・航空機

等



### バリアフリーガイドライン

事業者等が実際に施設及び車両を整備する際の在り方や、望ましい内容を具体的に示した目安。

<対象ガイドライン>

- ・バリアフリー整備ガイドライン（旅客施設編）
- ・バリアフリー整備ガイドライン（車両編）

### 主な検討項目例

- 車両における車椅子スペースの設置箇所数に関する検討
- 多機能トイレの機能分散に関する検討
- 移動制約に応じた緊急時を含む情報提供の検討



### 33. 建築設計標準の改訂

○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、今後、国内外から多くの来訪者が見込まれるため、建築物のより一層のバリアフリー化が求められている。このため、建築設計標準の改正を行い、全国的な建築物のバリアフリー化を促進する。

#### 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

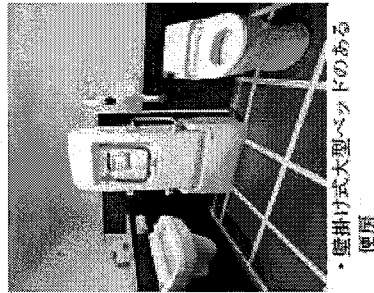
●設計標準とは 高齢者や障害のある人がより利用しやすい環境を促進するために、建築主、設計者に対しての指針

- 記載事項
- 建築物バリアフリーの全体計画の考え方
  - 単位空間の設計（トイレ、出入口、廊下等）
  - 設計事例集（図面、写真を用いて優れている箇所を解説）
- その他資料等  
（バリアフリー法、基本寸法（車いすの寸法）等）

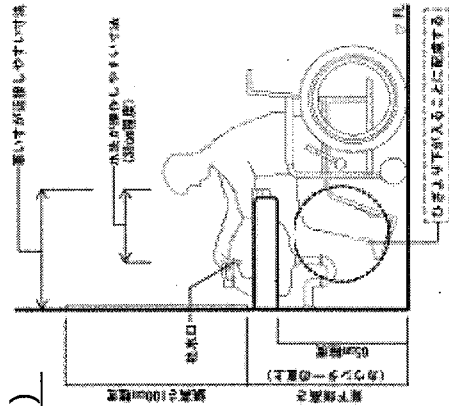
●単位空間の設計記載項目（抜粋）

#### トイレの単位空間設計

- 設計のポイント
- 1) 個別機能を備えたトイレの設置
  - 2) 多機能トイレと簡易型機能を備えたトイレの設置
  - 3) 多機能トイレの設置
- 記載項目  
配置、設置数、出入口、広さ、戸の形状、設備等を具体的な寸法で記載
- 記載例（出入口の有効幅員）  
原則80cm以上、利便性を考慮すると90cm以上が望ましい  
出入口前には車椅子転回スペース（140cm角）を設ける等



●単位空間の設計（記載例）



改訂

#### 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 [改訂版（平成28年度予定）]

- ホテルにおける一般客室のバリアフリーへの配慮、既存ホテルの改修方法、ソフト面の配慮等について記載
- 多機能トイレの機能分散の明確化、既存トイレの改修方法等について充実化
- 建築物の用途別の設計のポイントについて記述を充実
- 設計者にとってわかりやすい内容とするための記述の整理

## 2) 全国各地において、Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進 ①バリアフリー基準・ガイドラインの改正

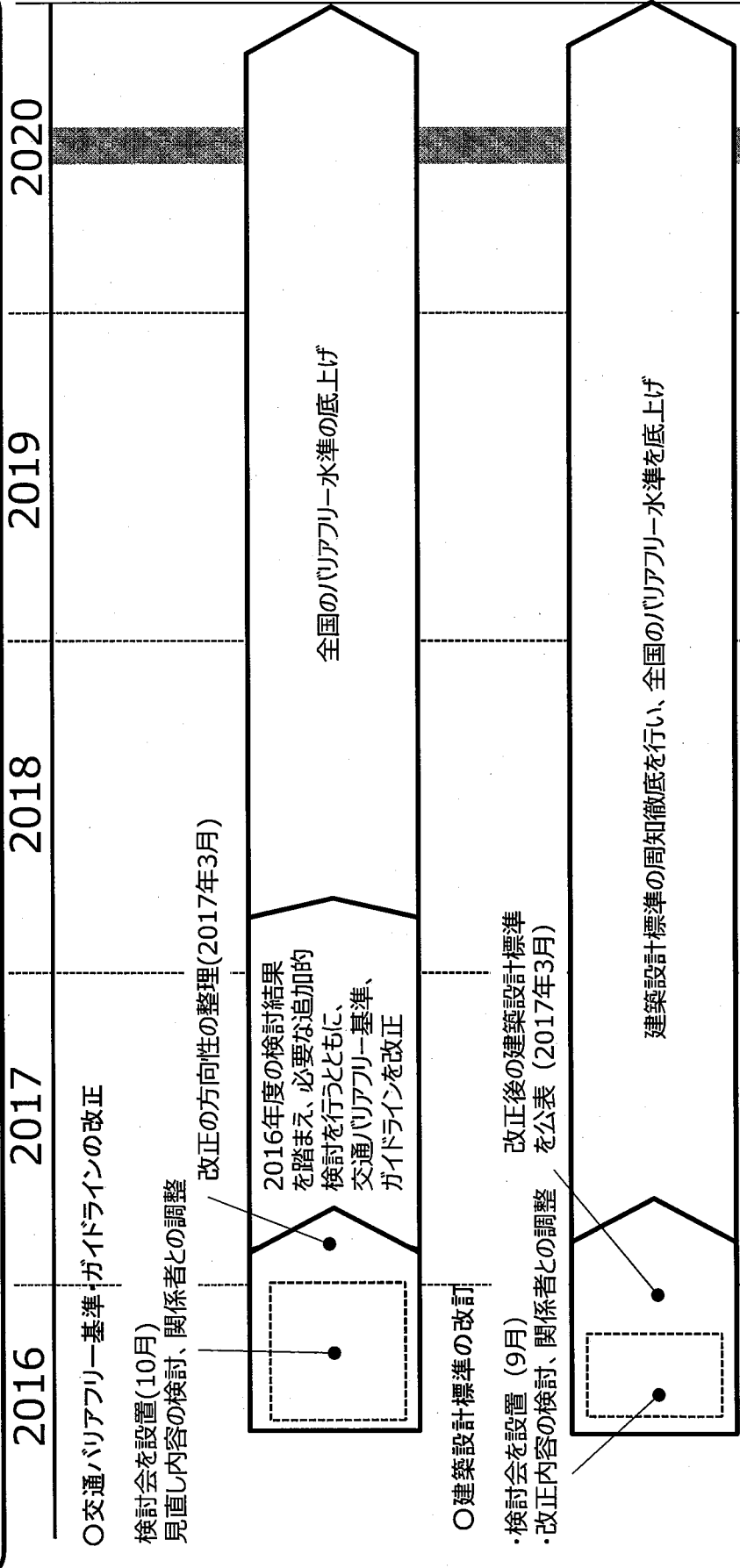
### i) 交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正 ii) 建築物に係る設計標準の改正

#### ○交通バリアフリー基準・ガイドラインの改正

・公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準及びバリアフリー整備ガイドラインについて平成28年度末までに改正内容の方向性を整理し、平成29年度はその検討結果等を踏まえ、必要な追加的検討を行うとともに、具体の改正作業を行う。

#### ○建築設計標準の改訂

・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として、今後、国内外から多くの来訪者が見込まれるため、建築物のより一層のバリアフリー化が求められている。このため、建築設計標準の改正を行い、全国的な建築物のバリアフリー化を促進する。







## 36. 貴重な観光資源である文化財の活用のためのバリアフリー化

○観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指し、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。

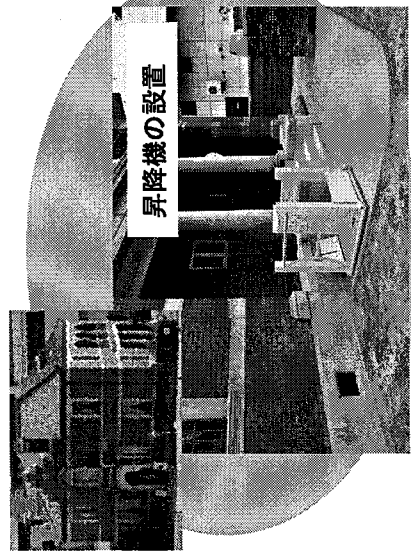
○文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集を平成29年度内に作成し、周知する。

### ◆ 文化財の活用のためのバリアフリー化の充実

文化財的価値に配慮しつつ、観光資源としての活用に資する取組に対して補助を行い、文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。

### ◆ 事例集の作成

事例集を作成して関係機関等へ周知を行い、文化財の活用のためのバリアフリー化の推進を図る。



重要文化財 旧下関英国領事館



重要文化財 岩手銀行旧本店本館



特別史跡 五稜郭跡

## 2) 全国各地において、Tokyo2020アケシビリティ・ガイドライン等を踏まえた高い水準のユニバーサルデザインを推進 ②観光地のバリアフリー化

- ・ 観光名所として数多くの観光客が訪れる文化財について、障害のある人、高齢者を含むすべての人が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指す。文化財の活用のためのバリアフリー化の充実に努める。
- ・ 文化財の活用のためのバリアフリー化の事例集を平成29年度内に作成し、周知する。

